

令和5年度

第1回第20教科用図書採択地区
教育委員会協議会会議録

令和5年度（2023年度）第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会

○ 日 時 令和5年（2023年）6月2日（金） 15:00から15:20まで

○ 会 場 釧路市教育委員会 教育長室

○ 出席者 委員 釧路市教育委員会 岡部教育長
釧路町教育委員会 辻川教育長

事務局 釧路市教育委員会
釧路町教育委員会

令和5年度（2023年度）第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会会議録

事務局（司会） 只今より2023年度（令和5年度）第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会を開会いたします。本日の議事進行につきましては、私が務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。最初に、釧路市、釧路町それぞれの本日の出席者について紹介をお願いしたいと思います。初めに、私から釧路市の出席者についてご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、釧路町の出席者のご紹介をお願いいたします。

釧路町 釧路町の出席者について、ご紹介いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（司会） ありがとうございます。この協議会における委員は釧路市の岡部教育長並びに釧路町の辻川教育長のお二人となりますが、市、町、両教育委員会の事務局職員も同席させていただいておりますのでご了解願います。以下、着席にて司会進行を務めさせていただきます。それでは、本日は、第1回目の協議会となりますので、内容の協議に先立ちまして最初に会長以下役員の確認をさせていただきたいと思っております。本協議会役員の選出につきましては、協議会規約第3条第1項及び第2項の規定に基づき、会長及び副会長を選出することとなっております。岡部教育長、辻川教育長どちらかに、会長をお願いすることになりますが、いかがいたしましょうか。

釧路町教育長 岡部教育長に会長をお願いしたい。

事務局（司会） それでは、会長は釧路市の岡部教育長、副会長が釧路町の辻川教育長ということで、よろしくお願いいたします。

（両教育長 了承）

それでは、岡部教育長、協議会会長として一言ご挨拶をお願いいたします。

釧路市教育長 令和5年度第1回の第20教科用図書採択地区教育委員会協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。今年度は、令和6年度から4

年間、小学校で使用する教科書の採択年となります。令和2年度から、小学校では「外国語」が教科化されましたが、令和6年度からは全ての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書が提供されることとなります。紙の教科書を調査し、採択することを原則とした上ですが、英語のデジタル教科書についても採択の考慮事項とすることは、デジタル化推進という時代の流れを汲みますと、この度の採択に必要な観点かと考えるところです。採択することとなる小学校用の教科書につきましては、文部科学省の検定を受けた16者54種の教科書見本の中から、13種目の教科書を一種採択することとなります。今後は釧路市及び釧路町の両教育委員会から推薦のあった調査委員による調査研究を経て、8月下旬までの約3か月間で採択事務を完了することになります。釧路市及び釧路町の教育推進の方針に合致した、また、何より児童生徒により相応しい教科書が採択されるよう、採択事務を適切かつ公正に行ってまいりたいと考えております。両教育委員会で協力し、滞りなく採択ができますようお願い申し上げ、協議会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局（司会）

ありがとうございました。次に、事務局につきましても、規約第3条第4項及び第5項により釧路市教育委員会に置き、事務局長及び事務局員は会長が指名することとなっておりますので、釧路市の私が事務局長を、以下釧路市の教育支援課職員により事務局を務めさせていただきます。

議事に入る前に皆様にお配りした資料のご確認をお願いしたいと思います。初めに今日の協議会の次第、本日の出席者名簿、協議事項・提案説明の内容ということで資料の1、協議会の規約から始まります。資料の2、令和6年度（2024年度）から使用する小学校用教科用図書採択基準として資料の3、以上の確認をお願い致します。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、協議事項の（1）規約・規則について、事務局から説明いたします。

事務局

私からご説明いたします。事務局からの提案説明にあたりましては、資料1の「協議事項提案説明」に概略記載してありますので、こちらも参考にさせていただいて、お聞きいただきたいと思います。それでは、協議事項の

(1)、協議会規約・調査委員会規則について、説明させていただきます。今年度の採択基準に沿った規約・規則についてですが、これまでの採択時の協議会において採択基準に沿った改正を行ってきており、今年度の採択基準で、規約・規則に定めるべきものとして新たに示された規定はございませんでしたので、その他の規約・規則の改正の必要はないものと考えております。以上でございます。

事務局（司会） 協議会規約及び調査委員会規則について協議したいと思いますが、ただ今の説明のとおり、改正は無しとして提示されておりますがこのことについてご意見はございませんか。

（特になし）

特になさいますので、協議会規約及び調査委員会規則について、事務局が提示した案のとおりとすることによりよろしいでしょうか。

（両教育長了承）

それでは、そのように決定させていただきます。

次に協議事項（2）調査研究要項について説明願います。

事務局 資料2の10ページをご覧いただきたいと思います。調査研究要項につきましては、小学校用教科用図書の前回採択時においても、「平成31年度以降使用教科用図書調査研究要項」として規定し、調査委員の方々に提示することで調査研究における指針としており、今回の採択においても同様に別紙（案）のとおり規定することを提案させていただきます。なお、資料2の8ページ及び9ページのとおり、16者54種の教科書が発行されておりますが、網掛けの「26 信州教育出版社」からは見本本の送付がありませんでしたので、資料3の3ページ、採択基準の1（5）オのとおり、調査研究から除外し、調査研究対象は実質15者52種となります。以上でございます。

事務局（司会） 今回の採択におきましても、「調査研究要項」を定めて、調査委員の皆さんに調査研究の考え方を提示することについて説明がございましたが、これについて、あるいはその他、要項の内容についてご意見はございませんでしょうか。

（特になし）

それでは、説明のあった別紙の内容で要項を定め、調査委員に提示することにいたします。

次に協議事項の（３）調査委員会委員の推薦について事務局より説明願います。

事務局

調査委員の委嘱に関しましては、協議会規約第 6 条第 3 項の規定により「協議会の推薦した者をその者の属する教育委員会が委嘱する」となっておりまして、資料 2 の 11 ページのとおり候補者の名簿案を提示いたしますので推薦についてよろしくお願いいたします。なお、調査委員の内訳につきましては、同ページにあるとおり、釧路市からの調査委員は、教職員が 3 4 名、保護者として釧路市 P T A 連合会から 5 名、学識経験者として連合町内会、地域大学、経済団体、文化団体、ボランティア団体から各 1 名、学校運営協議会から 4 名の合計 9 名を候補として上げ、釧路町からの委員は、教職員が 18 名、保護者として釧路町 P T A 連合会から 1 名、学識経験者として家庭教育関係者、地域学校協働活動推進委員から各 1 名の、合計 21 名となっております。以上でございます。

事務局（司会）

名簿案が事務局より提示されておりますが、このとおり協議会が推薦するということによろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、この名簿案のとおり協議会の推薦といたしますので、協議会規約に基づき、それぞれの教育委員会で委嘱をお願いいたします。協議事項の（４）については、私の方からご説明いたします。お手元の資料 2 の 12 ページ 日程案を参照いただきたいと思います。第 1 回目の調査委員会の開催日時及び会場につきまして、6 月 19 日月曜日の午後 3 時 30 分から釧路市交流プラザさいわいで行うよう招集したいと思います。内容といたしましては、釧路市、釧路町それぞれで委員の委嘱を行い、その後合同で調査研究の諮問と調査研究の方法の説明を行いたいと思います。調査研究報告の答申を受ける第 2 回目の調査委員会は、約 1 カ月の調査研究期間を設け、7 月 26 日水曜日の午前 10 時 00 分から釧路市教育委員会室で行う予定として設定いたします。調査委員会からの答申後の教科用図書を 1 種に決定する第 2 回目の協議会につきましては、今のところ、8 月の中旬予定しておりますが、選定等、採択事務の進行状況に応じ、日程を調整してまいりたいと考えております。なお、協議会開催の必要性が生じた場合はその都度、会長が招集いたしたいと思います。その他の日程に関しては、日程案で主な予定を記載しておりますが、あくまでも予定であり、開催日時及び開催内容につきましては釧路市と釧路町の事務局間で調整

しながら会長、副会長の決裁を得て進めてまいりたいと考えております。日程の件について、何かございますか。

(特になし)

なければ、以上で終わりにしたいと思いますが、日程も詰まっております。市と町お互いの協力体制が必要となりますのでよろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会を終了いたします。